

立命館大学 法務研究科（法科大学院）

FD NEWS LETTER

通巻第17号

2023年3月31日

目次

2022年度FDニューズレター発行にあたり	1
2022年度のFD活動	
Ⅰ. 授業アンケート	2
Ⅱ. FDフォーラム	3-5
Ⅲ. 授業参観	6
Ⅳ. FD懇談会	6-7
Ⅴ. 特別寄稿	
「FD活動を振り返って思うこと」	8-13
立命館大学大学院 法務研究科教授 松宮 孝明	
「ロースクールでのFD活動（商法分野）を振り返って」	
立命館大学大学院 法務研究科教授 村田 敏一	

2022年度FDニューズレターの発刊にあたり

2022年度FD委員長 湊野 貴生

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、毎年、授業改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施などを行っています。2022年度のFD活動の概要をニューズレターに取りまとめ、ここに公表いたします。

なお、過年度のニューズレターは本法科大学院のホームページの下記アドレスに掲載しています。

https://www.ritsumeai.ac.jp/lawschool/fd_forum/

今回のニューズレターには、長年、本法科大学院で教鞭をとられ、今年度末でご定年を迎えられる松宮孝明教授と村田敏一教授に法科大学院でのFD活動に触れてご寄稿いただきました。ここに御礼申し上げます。

<2022年度のFD活動>

I 授業アンケート

1 概要

例年、春学期、秋学期の中頃と終わりに2回ずつ授業アンケートを実施し、当該授業の担当教員に回付するとともに、FD委員会でアンケート内容を分析し、教授会に報告し、その結果を授業改善に反映させるようにしています。

2 2022年度春学期第1回授業アンケート

第6週5月13日（金）～19日（木）に実施しました。2022年度春学期においてはオンライン方式での授業はなく、全ての授業について対面授業でのアンケート実施となりました。回収率は延べ1069名中985名（92.1%）となり、2021年度春学期の第1回授業アンケート（92.6%）とほとんど同率でした。

回答者ベースで見ると、全科目の延べの満足度は、「非常に満足」28.4%、「満足」59.3%となっており、高い評価を得ています。また、52.9%のアンケートに自由記述の記載がみられました。自由記述に記載される具体的な内容は、授業改善を図るうえで有益な情報源となっています。

3 2022年度春学期第2回授業アンケート

第14週・第15週の7月8日（金）～21日（木）に実施しました。実施方式としては、第1回目と同じく、全ての授業について対面授業でのアンケート実施となりました。回収率は88.9%（972回答/1093名）で、自由記述記入率は66.4%（645回答/972回答）でした。

全体の数字で見ると、到達目標の達成度については、「非常に達成していた」とする割合が38.6%、「ある程度達成していた」とする割合が53.9%となっており、受講生からは高い評価を得ています。

4 2022年度秋学期第1回授業アンケート

第6週10月31日（月）～11月4日（金）に実施しました。実施方式は、授業時間内に配布し、回収する方式としました。回収率は延べ910名中778名（85.5%）でした。

全科目の延べの満足度は、「非常に満足」32.4%（2020年度秋学期33.6%）、「満足」56.7%（2020年度秋学期57.4%）となっており、高い数字となっています。自由記述欄にも多くの記述がみられました。具体的な記述内容は授業改善に有益な情報源となっています。

5 2022年度秋学期第2回授業アンケート

第14・15週の1月6日（金）～19日（木）に実施しました。実施方式は、第1回目と同じく、授業時間内に配布し、回収する方式としました。回収率は延べ855名中711名（83.2%）であり、昨年の86.7%と比べて若干低下しました。

到達目標の達成度については、「非常によく達成していた」43.6%、「ある程度達成していた」51.9%を合わせて95%を超えており、高い数字となっています。回収されたアンケート711名中429名（60.3%）が自由記述欄にも回答していました。具体的な記述内容は授業改善に有益な情報源となっています。

II FDフォーラム

例年、FD活動の改善課題をテーマにして、FDフォーラムを開催しています。2022年度は、3回のFDフォーラムを開催しました。当日出席できなかった教員のために、フォーラムの様子は録画のうえ保存し、希望者が閲覧できるようにしています。

第1回FDフォーラム 2022年7月12日（火）15:15-16:15 205教室 出席者14名

テーマ 「授業内課題に対するフィードバックについて」

報告者

趣旨説明 湊野 貴生 教授・FD委員長

中山 布紗 教授（民法）

湊 二郎 教授（行政法）

山口 直也 教授（刑事訴訟法）

2022年度の第1回FDフォーラムでは、「授業内課題に対するフィードバックについて」をテーマとして取り上げました。授業の進行・進展に応じて、受講生の理解度及び到達度を確認し、理解が不十分な点や誤っている点をフィードバックして、受講生がその後の学修に活かすことができるようにすることは、法科大学院の教育として必須不可欠です。法務研究科では、従来、科目の特性を踏まえながら、各教員が、各々の授業において、小テストや中間到達度検証、さらには任意の提出課題などを課すなどの工夫を積み重ねてきました。しかしながら、近年、1クラス当たりの受講者数が増加しつつあり、さらに、法学部の法曹コース科目の担当が求められるなか、授業内課題に対するフィードバックの方法にはさらなる工夫が必要となってきたといえます。そこで、今回は、法律基本科目の授業担当者から、どのような目的でどのような授業内課題を課し、提出された課題に対してどのような方法でフィードバックを行っているかについて報告してもらい、教員間で意見交換とグッドプラクティスの共有を図ることとしました。民法・行政法・刑法分野での実践紹介の報告を受けた質疑・議論では、フィードバック後に受講生が問題点を修正できているかどうかをさらに個別にフォローすることが効果的であり、かつその必要性も高いが、他方で、受講生数が増加するにつれて、個別の指導に多くの時間を割かなければならなくなるので、費用対効果を考えながらフィードバックの方法を模索する必要性があり、多くの受講生が同じ問題点を持っていたり、同じ間違いをしているので、添削内容をある程度共通化することで、フィードバックを効率化することが可能であるなどの意見が出されました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。

https://www.ritsumei.ac.jp/lawschool/fd_forum/



第2回FDフォーラム 2022年11月22日（火） 15:20-16:15 205教室 出席者12名

テーマ 「在学中受験に向けた受講のあり方について」

報告者

趣旨説明 淵野 貴生 教授・FD委員長

北村 和生 教授 （行政法演習Ⅰ・Ⅱ）

淵野 貴生 教授 （刑事訴訟法演習）

2022年度の第2回FDフォーラムでは、「在学中受験に向けた受講のあり方について」をテーマとして取り上げました。司法試験制度改革の一環として、2023年度より、司法試験の実施時期が7月に変更になるとともに、法科大学院在学中に司法試験を受験することができる制度がスタートします。本学法科大学院においても、院生の在学中受験に対する関心は非常に高く、当初の予想よりも多くの院生が受験を希望しているとの情報が得られています。在学中受験を行うためには、司法試験直前期にあたる未修3年次・既修2年次春学期に、司法試験受験に向けた学修時間を集中的に確保することが有効であると考えられることから、法曹コース出身入学者および訴訟法の履修免除を受けた者を対象に、一部の科目について、正規の受講セメスターよりも前のセメスターでの受講を推奨するという対応（前倒し受講）を取りました。一方で、前倒し受講をしている院生の学修の様子を見ると、負担が加重になっているのではないかと懸念される状況も見られるところであり、さらに、前倒し受講を辞退する院生も複数名見られる状況にあります。

そこで、今回は、前倒し受講対象科目の授業担当者から、前倒し受講をしている院生の学修の進捗度や達成度、あるいは正規受講生との相対比較などについて報告してもらい、前倒し受講のメリット・デメリットや在学中受験に向けた指導のあり方等について教員間で意見交換とグッドプラクティスの共有を図ることとしました。行政法演習Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法演習での状況報告を受けた質疑・議論では、法学部の法曹コースにおいて基礎学力を身に付けることが重要であり、法学部との一層の連携強化が必要ではないか、一般的に学部のとときの成績と比べて法科大学院の成績は下振れするので、過剰に深刻に受け止めないように助言していくべき、前倒し受講対象科目だけでなく法律基本科目全体の学修状況を構造的に把握したうえで指導していくべき、入学時のガイダンスにおいて法曹コース出身者等に前倒し受講を推奨するという方針について再検討すべきではないか、などの意見が出されました。

第3回FDフォーラム 2023年2月28日（火） 15:45-16:45 601東 出席者16名

テーマ 「立命館大学法科大学院での教育活動について」

報告者 松宮孝明教授

村田敏一教授

本年度の第3回FDフォーラムでは、長年にわたって立命館大学法科大学院における教育活動ならびにFD活動をリードしていただき、今年度末でご定年を迎えられる松宮孝明教授と村田敏一教授に「立命館大学法科大学院での教育活動について」をテーマにご報告いただきました。これまでの本研究科での教育・FD活動を振り返っていただき、今後の課題について教員間で意見交換と情報共有を図ることとした。

松宮教授からは、第1回現行司法試験前後の法科大学院の取り組みと刑法教育におけるFDという2つの点についてご報告いただきました。前者については、法科大学院発足当初は、教授会を中心とする「新司法試験研究会」を通じた論文模試とエクステンション主催の短答模試・弁護士ゼミとの両輪で、院生に対して法的文章を書く力の涵養と各法分野の基本的知識の修得を目指しましたが、2007年の第1回認証評価において「新司法試験研究会」が受験偏重と指摘され、模試・答練、弁護士ゼミを全面的にエクステンションセンターに委託する体制に変更したことが話されました。しかし、その後、全国の法科大学院の司法試験合格率の低下が問題視されるに至り、現在は、正課授業の中で司法試験の過去問を扱うなど、起案能力の涵養を重視した指導が認められるに至っています。また、後者については、正課で開講できる単位数が厳しく限定されているため、授業で重点的に取り扱う項目・論点を絞らざるを得ないことについて触れられました。

村田教授からは、FD活動の目的・目標をしっかりと定めることの重要性と商法教育についてという2つの点についてご報告いただきました。前者については、法科大学院におけるFD活動の目的は、司法試験の合格水準を修得させることにあること、FD活動の自己目的化に陥らないように常に意識する必要があること、とくにFD活動を長くやっていると、テーマが尽きてきて、どんどんと細かい論点に入り込み、司法試験対策の基本を見失うおそれがあるので、本末転倒を避けるということを肝に銘じなければならないと話されました。また、後者については、院生に正課で合格できる力を身に付けさせるために、答案を書かせることにこだわってきたと述べられ、具体的には、中間到達度確認も最終試験も120分試験を実施してきたと話されました。90分試験と120分試験とは全く別物であり、本番と同じ条件に体と頭を慣らすことがぜひとも必要であること、併せて、ロースクール既修入学の最初から司法試験問題を意識させることも必要であると話されました。要は、司法試験から逃げない姿勢を醸成すべきであること、また、基本書と重要判例の反復学習を促し、「暗記」させることも大事であり、基礎知識を定着させるためには、暗記をおろそかにしてはならないことについて強調されました。

報告後の意見交換では、基本判例の規範や基本概念の定義など最低限の基礎知識を早い段階で定着させて、学力の底上げを図る必要があるが、そのためには、学部教育との接続ならびに法学部との共同FD活動を一層強化する必要があるのではないかと、書く力を身に付けさせるために試験の機会を増やすことは有効と思われるが、時間割上の余裕がない状況では土曜日等の活用も検討する必要があるといった意見が出されました。

以上のように、本フォーラムにおける報告と質疑応答、意見交換を通じて、FD活動の課題点が共有され、今後のFD活動において活用していく旨も確認されました。

Ⅲ 授業参観

2022年度春学期については、春学期開講の法律基本科目・実務基礎科目を対象に実施しました。秋学期については秋学期開講の法律基本科目・前倒し受講科目を対象に実施しました。春学期は6月に、秋学期は11月下旬から12月上旬に、FD委員が中心となって授業参観を行いました。また、例年通り、新任教員の担当科目も参観対象にし、新任教員自身にも他の授業を参観していただきました。

授業参観の結果については、参観者が報告書を作成しています。そのコピーは授業担当者（兼任教員・非常勤教員を含む。）に渡されるほか、FD委員会でもその内容を検討し、教授会で報告しています。また、兼任教員・非常勤教員については、FD委員長または事務室を通じて、FD活動に関する意見を提出することができるようにしています。

Ⅳ FD懇談会

FD懇談会は隔年奇数年に開催してきましたが、今年度からは毎年・毎学期の実施に変更となり、法科大学院の授業にご協力いただいている先生方とFD委員会担当教員で、FD活動の到達点と課題を共有し意見交換を行うために開催しています。

春学期法科大学院FD懇談会 2022年7月5日（火）13:00-14:30 Zoom 出席者14名

懇談会の主な議題は①受講者属性の情報共有、②未修者教育の在り方、③授業内での答案の共有方法、④欠席問題の4点に重点が置かれ意見交換が行われました。①について、司法試験情報や法曹コース者がどの科目に受講登録しているかを非教授会教員にも分かるようにしてほしいという要求がありました。また法曹コースの受け入れについて、学部と法科大学院が今後更に連携を強化して進めていくべきことを共通課題であることを確認しました。②については、全体的に授業内発言は出来るが答案を書くことが出来ない、文章構成力に課題があるのではないかと指摘があり、答案を書くことについてのサポートが必要なのではないかとの意見が挙げられました。



③については、授業内で答案を共有する方法について、学生の希望と教員の授業進行のバランスの観点から検討する必要があることが認識されました。④については、授業の欠席と中間試験の準備や、結果との間に関連があるのではないかと推察されました。その他、「読む力」を身に付けさせることの重要性や、法科大学院での学びや法曹の世界に進むことの厳しさについて、学部と法科大学院が連携を取りながら教育をする必要性についての意見等が挙がりました。以上のように、意見交換は大変活発に行われ、様々な意見、要望を伺い、課題の共通認識を持つことが出来ました。共通課題について教授会にて引き続き対応を検討することとします。

秋学期法科大学院FD懇談会 2022年12月20日（火）14:40-16:10 Zoom 出席者8名

懇談会の主な議題は、①受講者の出欠状況と受講態度、②オムニバス授業における授業アンケートの実施、③授業回数および授業時間の変更の是非、④TAの運用についての4点に重点が置かれ意見交換が行われました。①については、演習科目・講義科目とも、従来に比べて、長期欠席者がやや多いのではないかという意見が出されました。また、講義科目では、他の科目の中間試験前などに欠席する受講生が見られるという意見が出されました。②については、オムニバス授業においては、アンケートの実施時期と担当教員の交代のタイミングが一致しない場合があり、担当の順序によっては、実質的にアンケートを通じて受講生の意見や評価を聞く機会が得られないことがあるという問題点を指摘されました。来年度以降、オムニバス授業については、担当教員ごとに、担当最終回にアンケートを実施する方向で検討することとしました。③については、現在、全学的に、授業回数を14回とし、1回の授業時間を100分とする改革案が議論されていることに関わって、改革案のメリット・デメリットについて意見交換を行いました。改革案については、授業回数が減ることに伴い、授業で扱うことのできるテーマが減り、教育効果が薄れるのではないか、1回の授業時間は削減する方が受講生の集中力が増し教育効果が高まると考えられるから、長時間化はむしろ改善に逆行しているのではないか、法学部と法科大学院で時間割が異なると時間割編成や授業の運営上、相当の困難を生じさせることが見込まれるなど、全体的には、消極的な意見が多く出されました。④については、法科大学院の上回生を法科大学院の初回生の授業のTAとして活用する方法が提案されました。今後の課題として共有することを確認しました。以上のように、意見交換は大変活発に行われました。様々な意見、要望を伺い、課題の共通認識を持つことが出来ました。共通課題について教授会にて引き続き対応を検討することとしました。



「——特別寄稿——FD活動を振り返って思うこと」

立命館大学大学院 法務研究科教授 松宮 孝明

1 はじめに

2023年3月末をもって立命館大学をいったん定年退職いたします。この機会に、本学法科大学院でのFD活動を振り返って、少し思うことを書いてみようと思います。それは、①第1回現行司法試験（2006年）前後のL S全体の取組みと、②刑法教育におけるFD活動に分けられます。

もちろん、ほかにもFD活動として論じるべきことは多々ありますが、私個人は、研究科長として法科大学院全体を統括すべき時期（2010年4月から2016年3月まで）を除き、主として入試・学生担当副研究科長（2004年4月から2007年3月まで）や入試委員などの畑を歩きつつ司法試験対策などを担当してきましたので、網羅的ではなく上記の2点に重点を置いた話をしようと思います。

2 第1回現行司法試験前後のL S全体の取組み

(1) 第1回現行司法試験前

第1回現行司法試験（2006年5月）前の時期は、2004年に「サンプル問題」、2005年に「プレテスト問題」が公表されましたが、問題の形式、手続法との融合の有無や出題分野についてなおよ予測が立たず、先生方も大変苦労された時期であったと記憶しています。その中で、受験を強く推奨した「プレテスト問題」でも、本学では、たとえば刑法で30名弱の答案しか提出されず、しかもその多くが窃盗罪と横領罪との区別基準という基本を誤解しているなど、新しい司法試験に向けて「暗雲」が立ち込める状態でした。しかも、辛いのは、「新司法試験では受験生の7～8割が合格する」という言説が巷に流れていて、学生の中に根拠のない楽観姿勢があったことです。

そこで、2005年には、とくに論文試験に弱点があることを自覚してもらおうという趣旨で、教授会の下に「新司法試験研究会」という組織を作り、そのもとで論文答練を実施し、あわせてエクステンションセンター主催の短答模試を実施するという取り組みを始めました。さらに、未修者については既修者ほどの力はないという認識のもと、今日の「弁護士ゼミ」の走りとなる「L2生向けフォローアップゼミ」と「S2生向け個別指導」を、本学OBの弁護士の協力を得て立ち上げました。

しかし、当時は今日のような常任理事会以下法人を挙げての人員・予算のバックアップはなく、答練の出題と採点・解説をいただいた先生方にも手弁当でのご協力を頂戴せざるを得ませんでした。また、答練の答案提出者も、たとえば刑法では113名中60名と半分少しでしかなく、「受験生」としての緊張感を高めることがなかなか難しかったです。

その結果が、第1回の現行司法試験において100名以上の受験生がありながら合格者が27名にとどまることに現れたように思います。教訓とすべきは、新しい理念の下での新しい試験であっても、「試験は試験だ」ということです。新しい試験で出題形式や問われる内容が変わっても、基本を身に着けた上で問われていることを把握し端的に答えるという試験の基本は変わりません。これが徹底できていなかったことが、第1回での敗因であったように思います。

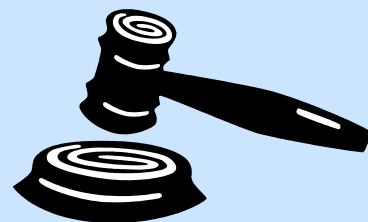
(2) 第1回現行司法試験後

そこで、この危機をバネに、第2回の新司法試験に向けて、常任理事会を巻き込んだ取組みを展開しました。これは、「第2回新司法試験に向けた緊急対策の具体化について」という文書にまとめられ、これに基づき、全学組織として「司法試験対策委員会」を発足させました。これが現在の体制に続いているものです。そのもとで、2006年秋には、民事法中心の「06秋季自主ゼミ」が発足しました。それを指導するのは「協力講師」と名付けられた弁護士で、これが前年度の「L2生向けフォローアップゼミ」と「S2生向け個別指導」の制度を吸収し、現在の弁護士ゼミに至っています。ひとつの弁護士ゼミは10名以下とし、入学者全員をそこに割り振るなどした覚えがあります。特別の予算措置のおかげで、学内の答練にも、手当が支給できるようになりました。

これらの取組みによって、2007年度の「第2回新司法試験」では62名の合格者を輩出し、全国法科大学院の中で第7位の位置を占めることができました。受験生も、前年度の厳しい結果に危機感を抱いており、自主的な勉強会も多数開かれていたようです。答案の書き方の参考にと、重要な高裁判例の判決書スタイルをマスターした人もいました。

ただ、2007年度の第1回認証評価で「新司法試験研究会」は受験偏重と指摘されたことにより、模試・答練、弁護士ゼミをエクステンションセンターに全面委託せざるを得なくなりました。その後、司法試験の過去問等は起案の訓練として活用してかまわないことになったことを思うと、この認証評価での指摘は、私から見れば、理想と現実のバランスを欠いたものに思えます。また、受験対策が教授会の議題にできなくなったことは、その後、受験対策についての教員間の温度差を広げる要因にもなっているのではないかと思うのですが。

個人情報保護との兼ね合いも図りつつ、学生の現時点での学力や抱えている問題点を共有するための「個人カルテ」を充実し、さらに司法試験の出題傾向の科目間での特徴なども交えて、教員間で忌憚なく議論できる雰囲気を醸成することが、引き続き課題だと思います。



3 刑法教育におけるFD活動

(1) 正課でのFD活動

話を転じて、私の担当する刑法でのFD活動に触れます。まずは、未修者向け教育ですが、ここでは、当初、刑法総論が刑法Ⅰ（2単位）で、刑法各論が刑法Ⅱ（2単位）で講義され、半年のブランクを経て刑法演習（2単位）につながるという、刑法教育の単位数不足が懸念されました。というのも、法学部では、通常、刑法総論も刑法各論も各4単位で教育されますので、各2単位ではどうしても端折った授業になるからです。

この点は、未修者の合格率が既修者より悪いことが全国的に問題となれる中で、「未修者教育の充実」のスローガンのもと、新たに刑法A（4単位、総論と財産犯以外の個人的法益に対する罪）と刑法B（2単位、各論のうち財産犯、社会的・国家的法益に対する罪）に組み替えられることとなります。さらに、2017年には、未修者（L2）に刑法演習に向けて重要判例を読ませるための刑法C（1単位）が発足します。これによって未修者の知識不足を補い、さらに既修者を含め、最終学年の刑事法実務総合演習では、5回の刑法事案の起案を訓練することで、試験に向けての力を養うこととしていました。

ところが、2021年度からは、3つの実務総合演習が選択必修となり、そのために在学生全員に刑法の起案を訓練する機会がなくなっていました。これを補うために、2022年度からは刑事法展開演習のうち12回分を刑法の「事例演習教材」を解くものに改組しています。ただ、刑事法展開演習は選択科目ですので、在学生全員に刑法の起案を訓練する機会がない点は頭痛の種です。

あわせて、既修者に対する刑法の必修科目が刑法演習（2単位）しかないことも悩ましい点です。というのも、現在の既修者は、「既修」とはいっても、刑法の重要判例や基本的な概念の定義、学説と条文との関係をさほどきちんとは理解できてないからです。そのため、刑法演習は正確なインプットに力点を置いた授業となっています。アウトプットは最終学年でという設計なのです。そのため、刑事法展開演習の受講生を増やすことが、さしあたっての課題です。できれば、S1の学生にも、必修として刑法Cを受講させたいのですが。

(2) 刑法での自主ゼミの取組み

以上の正課を補うものとして、大下先生と私とで毎年いくつかの自主ゼミを開いてきました。そのうち、私が開いたものは、以下の3種類です。

①「刑法判例百選を読む会」：刑法判例百選ⅠとⅡの「事案の概要」と「判旨」または「決定要旨」を音読し私とその判例上の位置づけを解説するもので、L1を中心に2009年度ごろに発足し現在に至っています。もちろん、S1などの既修者も任意で参加しており、とくに判例知識を中心に試される短答試験の対策に効果があります。もちろん、重要判例の事実関係との関連付けが大事で、これがマスターできていれば、事例問題のネタ判例を見抜き、そこから出題意図を読み取ることもできます。

②「えんしゅう本に赤を入れる会」：これは、辰巳法律研究所が出している『えんしゅう本 刑法』の過去問に対する解答例に赤を入れて、より適切なものに直していくというゼミで、これをやることで出題の意図や答案の構成、論述の進め方などの技術が身につきます。記録を見ると2009年度には発足していたのですが、残念ながら現在は中断しています。次の「事例演習教材を解く会」も入れると、本試験までに時間的余裕がなくなる在学生が多いためです。しかし、合格まで少し長くかかる学生には、論文対策として有効です。現在、再開の要望があり、どうするか考えているところです。

③「事例演習教材を解く会」：これは、有斐閣の『事例演習教材 刑法』を毎週1問ずつ解いていくゼミで、2009年度には発足しており、現在に至っています。論文対策として有効ですが、メンバーの出入りが激しいことが悩みですね。なお、現在、その一部を正課の刑事法展開演習に取り込んでいます。そのため、このゼミの参加者は、12回の刑事法展開演習では扱えなかった問題を、ここで解いています。

(3) 正課と自主ゼミの兼ね合い

最後の悩みの種は、正課と自主ゼミの兼ね合いです。私は、法科大学院制度の理念は大事だと考えていますので、正課では、いかに実務的に考えるか(=「リーガル・マインド」)、この事例で検察官であればどのような訴因で起訴し、弁護人であればどのような弁論をし、そして裁判官であればそれをどこに落ち着かせるかを考えられる教育を追求しています。そのために、「判例」といわれるものの「射程」を冷静に分析し、有利なものは「先例」あるいは従うべき「学説」として活用し、不利なものは「事案を異にする」として「学説」勝負に持ち込むといった技を自在に使える力を受講生に身に付けさせたいのです。

しかし、その域に達する受講生は限られています。ですから、自主ゼミでは、まずは基本判例の知識を身に付け、答案の形式を学び、そして事例問題を書くことに慣れることを目標にしています。

その際の悩みは、「その域に達しない受講生」にも理解しやすい教科書が、あまりないということです。少なくとも、受験基本書として売られている刑法の教科書には、そのようなものはありません。一方では「窃盗罪の保護法益は(判例の立場によると)共に財物に対する所有権と占有である」と記しながら、他方では「あらゆる占有が保護の対象になる」と記す教科書は、結局のところ、窃盗罪の保護法益は「占有」であるとするものなのに、それを見抜けない読者は混乱するのです。

したがって、初学者をそのような混乱に陥れず、条文・判例の射程・学説対立の実践的意味が身につくような教材を作ることも、FDの課題のひとつではないかと考えております。

「ロースクールでのFD活動（商法分野）を振り返って」

立命館大学大学院 法務研究科教授 村田 敏一

平成19年の4月に本学のロースクールに赴任し、ロースクール一筋に16年間勤務してこのほど定年退職を迎えた。慣例により、FDニューズレターに寄稿を要請されたため、—それをFDというかどうかはさて置くとして—16年間の商法分野における教育活動を振り返らせていただく。赴任以来、島田志帆教授に引き継ぐまでは、私も、商法分野での教務委員を拝命し、ということは自動的にFD委員も拝命して授業評価等の活動を行っていた。また、赴任後3年目には、教務委員長も経験させていただいた（FD委員長は未経験が確定している）。少なくとも、狭義のFD活動については、あまり熱心ではなかった。

先日の退職記念講義（テーマは、「大立法時代の商事法解釈」）の際に、慣例により修了生代表の弁護士から、花束の贈呈を頂いた。その際に、「先生のおかげで司法試験に合格しました。」との言葉を添えて頂いた。ロースクールの教師冥利に尽きる感激の瞬間である。わたしどもロースクールの教員は、この「先生のおかげで司法試験に合格しました。」という言葉は何回聞けるかでモラルがアップしている。もっともこれは蛇足であるが、当該修了生（弁護士）は、一発合格・二桁合格なので、「先生のおかげで上位合格して、大手事務所に行けました。」というのが正確な言葉の意味であると理解している。

いったい何が言いたいのか。要するにロースクールのFD活動の究極の唯一無二の目的は、院生を司法試験に合格させることにあるということを確認しておきたかったことに他ならない。私は、ロースクールに来る前は、27年間、民間企業で主として経営法務の実務に携わっていた。大企業では、よく、生産性向上のために職場単位で業務改善運動が展開される。そこで、よく戒められるのは、業務改善のための業務改善に陥っていないかということである。企業では、業務改善の自己目的化を「業務改善ごっこ」と言って戒める。ロースクールのFD活動でも同じではないのか。FD活動の自己目的化に陥っていないかの点検が必要である。長年FD活動を実施していると、どんどんと細かいテーマに陥る。第三者評価を意識すれば、仕方がない面はある。であればこそ、本来の目的＝司法試験の合格にたえず立ち返る必要がある。各部門別の教育成果の唯一の評価尺度は、司法試験の実績である。すなわち、A B C D分布である。商法分野では、一貫して、—あくまで相対的ではあるが—立命館ローの中では高い実績をあげてきたものと自負している。すなわち、教育方針が優れているのである。

商法分野では、赴任以来、いくつか重視したことがある。以下、箇条書きにしてみよう。①まず、司法試験の商法分野の出題傾向に適合した演習や授業、試験を行うことである。商法の出題傾向は、もちろん時系列的に変化するが、実務を重視する傾向は一貫している。②司法試験本番は2時間試験である。2時間試験と90分試験では、時間配分等が全く異なるため、極力、2時間試験の機会を増やすこととする。③レポートは、まかり間違っても課さない。いわば、レポート撲滅運動である。④テキスト（ケースブック）には、定評のある上位校の作成したものを使用する。⑤判例は、商法の場合、知っている数が大事である。百選では特にappendixを重視し、また、毎年のジュリスト重要判例を重視する。



そして、判旨の結論と理由付けを「暗記」させる。これで、そうとうカバーされる。もうこんなところで止めておこう。このペーパーを読んでいる他分野の教員の苦虫を噛み潰したような顔が思い浮かぶ。司法試験（論述）は、選択科目をいれて8科目である。教員は、おうおうにして、自分の分野を第一に注力し負荷をかける。院生の立場になれば、まんべんなく、8科目を習得しないと合格しない。商法部門としては、一ビジネス法の合理主義の精神に即しーできるだけ必要以上の負荷をかけないように注意している。

すぐに思い浮かぶ批判は、ロースクールは司法試験対策の場ではないという批判である。何も、司法試験対策のみを意識しているわけではない。もちろん、その先にある法曹、なかなづく弁護士としての成功を意識して教育している。

もちろん、教員のもとめる弁護士像は多様であろうし、それは否定されない。私の場合は、ビジネスの現場で、クライアントのニーズに応えつつ、多数の案件を合理的に同時処理する中で高収入を得る弁護士像が理想である。そうすると、判例に即して、ビジネスライクな業務遂行が求められることとなる。こうした弁護士像は、商法分野について述べた教育方針と適合的なものと言えよう。

以上



立命館大学 法務研究科（法科大学院）

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : rits-ls@st.ritsumei.ac.jp